

附属機器等の告示検査に関する基準 (KHKS 0746) (2015) 改正案 新旧対照表 (改正部分抜粋)

改正案	現行
<p>2.7 ガス放出防止器及び緊急遮断装置</p> <p>2.7.1 一般 (略)</p> <p>2.7.2 外面の目視検査 (略)</p> <p>2.7.3 耐圧部分の厚さ測定 (略)</p> <p>2.7.4 外面の非破壊検査 (略)</p> <p>2.7.5 気密試験 (略)</p> <p>2.7.6 性能検査</p> <p>2.7.6.1 一般</p> <p>性能検査は、2.7.6.2 から 2.7.6.4 までに掲げる性能試験及び 2.7.6.5 に掲げる作動試験を行い、それぞれ 2.7.6.2 から 2.7.6.5 までに定める基準に合格しなければならない。</p> <p>2.7.6.2 閉止流量確認試験</p> <p>2.7.6.3 閉止後漏れ量確認試験</p> <p>2.7.6.4 耐液化石油ガス性確認試験</p> <p>2.7.6.5 作動性能確認試験</p> <p>緊急遮断装置について、次の a) に掲げる方法で試験を行い、次の b) に定める基準に合格しなければならない。</p> <p>a) 試験方法</p> <p>試験は、緊急遮断装置をバルク貯槽又はバルク容器に取り付けた状態で遠隔操作により作動させて行う。</p> <p>b) 合格基準</p>	<p>2.7 ガス放出防止器及び緊急遮断装置</p> <p>2.7.1 一般 (略)</p> <p>2.7.2 外面の目視検査 (略)</p> <p>2.7.3 耐圧部分の厚さ測定 (略)</p> <p>2.7.4 外面の非破壊検査 (略)</p> <p>2.7.5 気密試験 (略)</p> <p>2.7.6 性能検査</p> <p>2.7.6.1 一般</p> <p>性能検査は、2.7.6.2 から 2.7.6.4 までに掲げる性能試験及び 2.7.6.5 に掲げる作動試験を行い、それぞれ 2.7.6.2 から 2.7.6.5 までに定める基準に合格しなければならない。</p> <p>2.7.6.2 閉止流量確認試験</p> <p>2.7.6.3 閉止後漏れ量確認試験</p> <p>2.7.6.4 耐液化石油ガス性確認試験</p> <p>2.7.6.5 作動性能確認試験</p> <p>緊急遮断装置について、次の a) に掲げる方法で試験を行い、次の b) に定める基準に合格しなければならない。</p> <p>a) 試験方法</p> <p>試験は、緊急遮断装置をバルク貯槽又はバルク容器に取り付けた状態で遠隔操作により作動させて行う。</p> <p>b) 合格基準</p>

次の1)から3)までに適合するものを合格とする。

- 1) ワイヤー式のものにあつては、取り付け状態においてワイヤーに緩みが無く、かつ、張力を解放することによって緊急遮断装置が速やかに閉止するものであること。
- 2) 油圧式のものにあつては、緊急遮断装置を取り付けた状態又は取り外した状態において圧力を加えた場合に油等の漏れが無く、圧力を降下させることによって当該緊急遮断装置が速やかに閉止するものであること。

3) 空気式及び窒素式のものにあつては、緊急遮断装置を取り付けた状態又は取り外した状態において圧力を加えた場合に漏れが無く、圧力を降下させることによって当該緊急遮断装置が速やかに閉止するものであること。

次の1)及び2)に適合するものを合格とする。

- 1) ワイヤー式のものにあつては、取り付け状態においてワイヤーに緩みが無く、かつ、張力を解放することによって緊急遮断装置が速やかに閉止するものであること。
- 2) 油圧式のものにあつては、緊急遮断装置を取り付けた状態又は取り外した状態において圧力を加えた場合に油等の漏れが無く、圧力を降下させることによって当該緊急遮断装置が速やかに閉止するものであること。

(3) 新設)